

ホームページ運用管理規程

令和 5 年 5 月 1 日

第 1 条（総則）

この規程は、町立三春病院ホームページ（以下、当院ホームページという。）に関する管理・運用に関し、必要な事項を定める。

第 2 条（目的）

当院ホームページは、町立三春病院の情報媒体として、患者を含む地域住民や医療・福祉関係機関、法人職員の利便に供することを目的とする。

第 3 条（審議機関）

- 1.当院ホームページの管理・運用に関し必要な事項は法人広報会議において審議・決定する。
- 2.法人広報会議は原則月 1 回開催する。緊急の議題がある場合は統括管理者に決定権があるものとし、後に法人広報会議で報告する。

第 4 条（主幹部署）

当院ホームページに関する主幹部署は法人広報部とし、施設担当者との調整・連絡を行う。

第 5 条（管理者・担当者）

当院ホームページの管理運用を行うために、次に掲げる管理者・担当者を置く。

- 1.当院ホームページの統括管理者は法人広報部長とする。
- 2.メンテナンスを含むサーバーの維持・管理・作業は法人総合電算室に委嘱する。
- 3.統括管理者より各部署へ各ページ担当者を委嘱する。担当者は掲載する情報の編集や個人情報情報の保護、掲載期間があるデータの管理等について作業を行い、常に最新の情報を発信する。

第 6 条（掲載内容の制限・基準）

当院ホームページには、次に該当するものは掲載しない。また、当院ホームページからのリンク先についてもこれを適用する。

- 1.法令または条例に違反するもの、違反する恐れがあるもの
- 2.第三者を誹謗、中傷するもの
- 3.第三者へ不利益を与えるもの
- 4.政治活動、宗教活動、選挙運動などこれらに類似するもの
- 5.公序良俗に反するもの
- 6.第2条の目的を逸脱するもの
- 7.営利を目的としたもの
- 8.その他、法人広報会議で不適切と判断したもの

第7条（リンクの制限・基準）

- 1.第三者のホームページが当院ホームページにリンクする場合は、医療関係機関、公共団体もしくは社会的な利便に供することを目的とした組織の公式ホームページに限定する。また、当院ホームページのリンク先は原則トップページとする。
- 2.当院ホームページが第三者のホームページへリンクする場合は、本規程に則り、審議機関である法人広報会議で諮り許可したもので、かつリンク先から許可を得たものとする。

第8条（ページの開設・更新・閉鎖）

- 1.ページの開設・更新・閉鎖にあたっては主幹部署である法人広報部へその旨を連絡しなければならないものとする。
- 2.審議機関である法人広報会議において審議の上、掲載内容・掲載ページ・掲載する形式を決定する。

第9条（内容の削除）

統括管理者は、下記の場合、担当者ならびにリンク先のホームページ管理者に通知することなく、当院ホームページからのリンクの解除および掲載内容などを削除することができる。

- 1.リンク先内容が、第6条の掲載内容の制限・基準に該当すると判断した場合
- 2.その他、統括管理者が不適当であると判断した場合

第10条（著作権）

- 1.当院ホームページに掲載した写真および記事の著作権は、町立三春病院に帰属し、掲載写真・記事の無断転載を禁止する。
- 2.当院職員は法人広報部に申請し、掲載写真・記事の保存や、会議資料等に活用することが

できる。

第 11 条（免責事項）

当院ホームページにリンクしたことで、第三者に生じたいかなる損害も、当該リンク先ホームページ管理者において解決するものとし、町立三春病院は一切の責任を負わない。

第 12 条（ホームページの安全管理）

当院ホームページの安全対策を十分に行い、外部からの不正侵入および改ざんなどを受けた場合は次の各号により迅速かつ適切な対応を行う。

1. 担当者は不正侵入および改ざんなどの有無を確認するため、定期的に当院ホームページを確認する。
2. 不正侵入および改ざんなどを発見した場合は、速やかに法人広報部に報告し、対応の指示を受ける。
3. 統括管理者は、不正侵入および改ざんなどを受けた場合は、当院ホームページのサービスを停止するなどの対策を講じる。
4. 統括管理者は、不正侵入および改ざんなどの対策が終了した後は、速やかに当院ホームページを再開するものとする。
5. 統括管理者は、不正侵入および改ざんなどの対策が終了した後は、参事へ相談した後該当する施設長への経緯と状況を報告し、必要に応じて「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）」に基づく被害届を警察に提出する。

第 13 条（規程の改廃）

この規程は、法人広報会議で必要に応じて改廃する。

附則

この規程は、平成 30 年 9 月 19 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。